仕　　　様　　　書　　　番　　　号
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００２Ｆ
作成　平成１９年　３月３０日 変更　平成２７年　４月　１日
補　　給　　統　　制　　本　　部

陸　上　自　衛　隊

一般外注整備共通仕様書

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

目　　次

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

目　　次

調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">陸　上　自　衛　隊

一般外注整備共通仕様書</td><td colspan="2">ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００２Ｆ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　　成</td><td>平成１９年　３月３０日</td></tr>
<tr><td>変　　　更</td><td>平成２７年　４月　１日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補　給　統　制　本　部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，補給統制本部及び各補給処において実施する装備品等の外注整備（ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００１によるものを除く。）に関する共通事項について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

オーバーホール

装備品等の欠陥箇所又は欠陥の生ずるおそれのある箇所を分解して修理を行い，完全な使用可能状態に回復させることをいう。

1.2.2

修理

指定された修理基準に基づき装備品等の点検，検査，調整，交換，溶接，びょう締め，補強などによって欠陥を是正し，又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復させることをいう。

1.2.3

改造

使用目的又は基本性能を変更することなく，装備品等の性能，安全性の向上，操作及び整備の容易又は耐用命数の延長を図るため一部の設計，組立て，構造又は機能などを変更することをいい，改造指令書に基づき実施する。

1.2.4

改修

使用目的又は基本性能を変更することなく，不具合事項（予見されるものを含む。）の是正のため若しくは，装備品等の性能，安全性の向上，操作及び整備の容易又は耐用命数の延長を図るため一部の構成品，部品，機能などを変更，追加又は廃止することをいう。

1.2.5

検査

検査とは，整備の種類において法令などの規定などによって，関係官庁又はその認定団体などが行う検査をいい，定期検査，再検査などに区分される。

1.2.6

点検

点検とは，整備の種類において法令などの規定などによって実施する点検をいい，あらかじめ点検周期を定めて実施するものを定期点検，その他を臨時点検に区分される。

1.2.7

計画整備

計画整備とは，年度業務計画などによって特に命ぜられた，装備品等の機能・性能を維持するために行う整備をいう。

1.2.8

臨時整備

定期点検において，部品交換及び修理を必要とされた箇所の整備を行うことをいう。

1.2.9

技術援助

装備品等の製造者などの技術者が，官側の整備員などに対して，装備品等の操作要領，整備・修理・試験などの要領を指定した場所において技術指導を行うことをいう。ただし，技術者は，契約の相手方が該当技術に対し十分な能力があると認めた者とする。

1.2.10

校正

計測器の精度を維持するため，定期的又は必要の都度，標準器と対照することによって計測器の指示値を修正（補正表の作成を含む。）することをいう。

1.2.11

営業所等

当該契約の相手方又はその下請負者の営業所，工場その他の関係場所をいう。

1.2.12

工場整備

装備品等を営業所等において行う整備をいう。

1.2.13

現地整備

装備品等を装備部隊などにおいて行う整備をいう。

1.2.14

国産品

国内において調達する調達物品など（輸入品及び供与又は貸与は受けないが，アメリカ合衆国政府の仕様書，図面などと同一の仕様書，図面などによって調達される装備品等又はその他の装備品等で幕僚長等が補給業務上これと同一の取扱いをしようとするものを除く。）をいう。

1.2.15

供与品

“日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定”に基づく有償援助によって，調達する装備品等をいう。

1.2.16

その他の輸入品

防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等（“日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定”に基づく有償援助によって調達する装備品等を含まない。）をいう。

1.2.17

修理基準

装備品等の各部を修理する場合に適用すべき修理精度，使用限度，修理値，試験基準などの基準値及び修理作業の規制的内容をいう。

1.2.18

標準（又は確定）作業方式

個別仕様書で規定する標準作業表（又は確定作業表）によって，作業項目などが確定している作業を標準内（又は確定）作業として整備を実施することをいう。

1.2.19

標準外（又は追加）作業方式

個別仕様書で規定する標準作業表（又は確定作業表）以外の整備作業及び共通でない各種作業を標準外（又は追加）作業とし標準外作業表（又は追加作業表）を作成して，監督官の承認を得又は契約書などの定めるところによって，速やかに標準外作業見積書を作成し，契約担当官等の承認を得て，整備を実施することをいう。

1.2.20

標準・標準外（又は確定・追加）作業方式

個別仕様書で規定する標準作業表（又は確定作業表）によって，作業項目などが確定している作業を標準内（又は確定）作業として実施し，これ以外の整備作業及び共通でない各種作業を標準外（又は追加）作業とし標準外作業表（又は追加作業表）を作成して，監督官の承認を得又は契約書などの定めるところによって，速やかに標準外作業見積書を作成し，契約担当官等の承認を得て，整備を実施することをいう。

1.2.21

診断作業方式

整備品を診断して交換，補充又は修理を要する部品及び箇所を明確にすることをいい，診断後，整備診断明細書を作成し提出する。ただし，この診断を行うために必要な最小限度の整備工程を含むものとする。

1.2.22

整備（又は修理）作業方式

整備（又は修理）作業は，別に行われた診断作業で提出され，かつ，承認された整備診断明細書によって実施することをいう。

1.2.23

整備（又は修理）診断作業方式

整備品を診断して交換，補充又は修理を要する部品及び箇所を明確にすることをいい，診断後，整備診断明細書を作成し提出する。ただし，この診断を行うために必要な最小限度の整備工程を含むものとし，整備（又は修理）作業は，承認された整備診断明細書によって実施するものとする。

1.2.24

副資材

整備に使用する材料などの部品以外［金属材料，木材，油脂類，剥離剤，洗浄剤，接着剤，塗料類，溶接資材，配線資材，きょう（筐）体部補修資材，研磨材，表面処理剤，非破壊試験剤，熱処理用剤，皮革及び糸類，事務用消耗品，提出書類用紙など］のものをいう。

1.2.25

稼動時・無稼動時

装備品等を使用する状態又は動力を要するものは，エンジンなど起動時又は電力を供給された状態を稼動時といい，動力を要するものがエンジンなど停止時又は電力を供給されてない状態を無稼動時という。

1.2.26

有害物質等

放射性物質（“放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律”の適用を受けるものをいう。）及び有害物質（“毒物及び劇物取締法”第2条第1項，第2項及び第3項で規定する毒物，劇物及び特定毒物並びに“労働安全衛生法”第55条に規定する製造等の禁止物質，同第56条に規定する製造の許可を受けるべき物質をいう。）をいう。

1.2.27

官用図面

装備品等を取得するために，官側が作成又は購入し，管理する図面をいう（以下，“官図”という。）。

1.2.28

消耗的部品

分解整備において，損傷・摩耗・衰損などによって，再使用が不可能な部品をいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　仕様書の優先順位

仕様書の優先順位は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.3.2による。

1.3.2　引用文書の優先順位

引用文書の優先順位は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.4による。

1.3.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版（追補を含む。）とする。ただし，契約後当該文書に改正などがあった場合には，その適用について別途協議し，引用文書に定める事項が個別仕様書に定める事項と相違する場合は，個別仕様書が優先する。

a)　**規格**

ＪＩＳ Ｂ １１０１	すりわり付き小ねじ
ＪＩＳ Ｂ １１１１	十字穴付き小ねじ
ＪＩＳ Ｂ １１８０	六角ボルト
ＪＩＳ Ｂ １１８１	六角ナット
ＪＩＳ Ｃ ２１０３	電気絶縁用ワニス試験方法
ＪＩＳ Ｈ ３１００	銅及び銅合金の板並びに条
ＪＩＳ Ｈ ４０００	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
ＪＩＳ Ｈ ８６０１	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜
ＪＩＳ Ｈ ８６１０	電気亜鉛めっき
ＪＩＳ Ｈ ８６１５	工業用クロムめっき
ＪＩＳ Ｈ ８６１７	ニッケルめっき及びニッケル－クロムめっき
ＪＩＳ Ｈ ８６２１	工業用銀めっき
ＪＩＳ Ｈ ８６４１	溶融亜鉛めっき

ＪＩＳ Ｗ ７００１	航空宇宙－航空機電気系統の特性
ＮＤＳ Ｃ ０００２	地上用電子機器通則
ＮＤＳ ＸＣ ３５０２	機器配線用電線
ＮＤＳ Ｇ ８１０１	金属部品表面処理通則
ＮＤＳ Ｇ ８１０２	鉄鋼表面の清浄処理及び塗装下地処理
ＮＤＳ Ｇ ８１０３	鉄鋼用りん酸塩皮膜
ＮＤＳ Ｇ ８１０４	鉄鋼用黒色酸化皮膜
ＮＤＳ Ｈ ８６０１	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜
ＮＤＳ Ｈ ８６１０	亜鉛めっき（電気めっき）
ＮＤＳ Ｚ ０００１	包装の総則
ＮＤＳ Ｚ ８０１１	角形銘板
ＮＤＳ Ｚ ８２０１	標準色
ＭＩＬ－Ｍ－４３７１９	MARKING MATERIALS AND MARKERS,ADHESIVE,ELASTO-MERIC, PIGMENTED;

b) **仕様書**

ＤＳＰ Ｋ ５２０３	外部用フタル酸樹脂エナメル(半つや)
ＤＳＰ Ｚ ９００８	品質管理等共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００２	陸上自衛隊塗装共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００１	オーバーホール（火器・車両・施設器材）共通仕様書

c) **法令等**

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和 29 年 5 月条約第 6 号）
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
計量法（平成 4 年法律第 51 号）
陸上自衛隊の補給等に関する訓令（昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 72 号）
秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）
特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）
特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 38 号）
国産車両用優良部品の調達要領について（通達）［陸幕武第 653 号(48.11.15)］
技術変更提案の処理について（通達）［陸幕装計第 72 号(10.3.26)］
取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）
［防防調第 4608 号(19.4.27)］
取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）
［陸幕情第 175 号(19.7.31)］

1.3.4 関連文書

放射性物質を含む電子管等の取扱について（通達）［陸幕化第 65 号(42. 5.19）］

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

個別仕様書の規定に基づき，分解，検査又は機能・性能点検を実施して，当該装備品等の修理基準に示す修理値（性能上修理すべき限界値）内で修理を行う。ただし，修理値を超えたもので，調整などによって，修復できないものについては，修理精度（標準寸法又は組立標準値）になるように整備し，完全に使用可能な状態に回復させるものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は，次のとおりとし，その適用区分は，個別仕様書等に規定するところによる。

a)　オーバーホール

b)　修理

c)　改造

d)　改修

e)　検査

f)　点検

g)　計画整備

h)　臨時整備

i)　技術援助

j)　校正

2.3　整備の作業方式

整備の作業方式は，次のとおりとし，その適用区分は，個別仕様書等に規定するところによる。

a)　標準（又は確定）作業方式

b)　標準外（又は追加）作業方式

c)　標準・標準外（又は確定・追加）作業方式

d)　診断作業方式

e)　整備（又は修理）作業方式

f)　整備（又は修理）診断作業方式

2.4　整備作業

整備作業は，個別仕様書に示す整備作業工程表によるものとし，個々の作業内容は，個別仕様書による。

2.5　修理基準

修理基準は，個別仕様書に規定する場合を除き，次による。

a)　装備品（通信電子器材及び誘導武器を除く。）の修理基準は，当該装備品の陸上自衛隊整備諸基準による。ただし，整備諸基準がない場合及び細部については，承認図面による。

b)　装備品（誘導武器）の修理基準は，当該装備品の各種整備実施規定，補給カタログ，米軍のＴＭ（Technical Manual）・ＤＭＷＲ（Depot Maintenance Work Requirement）・ＭＷＯ（Modification Work Order），製造者などの作成した取扱説明書，オーバーホールマニュアルなどによる。

c)　装備品等（通信電子器材）の修理基準は，当該装備品等の陸上自衛隊整備諸基準による。ただし，整備諸基準がない場合は，**附属書Ａ**によって実施する。

d)　装備品以外の修理基準は，当該整備品の取扱説明書による。

　なお，取扱説明書によることができない場合は，調達要求元と調整し，修理基準表を提出するものとする。

2.6　整備実施場所

整備実施場所は，次のとおりとし，その適用区分は，個別仕様書等に規定するところによる。

なお，契約の相手方は，指定の整備実施場所以外に立ち入る必要が生じた場合は，契約担当官等に速やかに申し出て，指示を受けるものとする。

a)　営業所等

b)　官側の施設など

c)　その他の場所

2.7　装備品等区分

装備品等の区分は，次による。

a)　国産品

b)　供与品

c)　その他の輸入品

2.8　整備除外品目

整備除外品目は，必要によって個別仕様書等で規定する。

なお，次に示す品目の整備は，行わないものとする。ただし，保管整備作業などの軽易な作業（蓄電池の充電及び補液，ターミナルの修理，転輪のゴム部以外の補修，シリンダヘッドの交換以外の修正，履帯ピンなどの一部の交換など）は，行うものとする。

a)　蓄電池，乾電池及び消火器

b)　ほろ，砲覆い，カバー類，収容袋など

c)　予備品，附属品，工具など

d)　個別仕様書等で作業指示のないもの。ただし，他の部位を整備するために必要な取り外し・取付けは行うものとする。

2.9　部品・副資材

部品及び副資材は，次による。

a)　部品及び副資材は，個別仕様書等で示す以外は官給しない。必要が生じた場合は，契約の相手方が負担するものとする。

b)　契約の相手方は，個別仕様書等に示された以外の官給品が必要な場合，契約担当官等を経て調達要求元と協議するものとする。

c)　材料に有害物質等を使用したものは，関係法令に基づく許可を証明する書類などをもって，契約担当官等の承認を得るものとする。

2.9.1　部品

整備（用）部品は，製造者社内規格品又は同等品以上で性能及び機能が保証できることを証明する書類によって，監督官又は検査官（以下，“検査官等”という。）に承認を得た製品を使用するものとする。

2.9.2　副資材

副資材は，次による。

a)　使用する副資材は，整備品の性能及び機能を損ねる規格品の使用又は不適格な作業方法を実施してはならない。

b)　金属材料などの補修用資材は，被補修部分と強度及び性能が同等又は同等以上のもので，十分な保証がされていると契約担当官等が承認したものとする。

2.9.3　部品の流用など

部品を流用する場合は，次による。

a)　当該整備品以外から部品を流用する必要がある場合は，その都度，契約担当官等の承認を得るものとする。

b)　他のロットから部品を流用する必要がある場合は，その都度，検査官等の承認を得るものとする。

2.9.4　部品の官図による製作など

契約の相手方が整備に必要な部品を製作又は購入する場合は，次による。

a)　部品を製作又は購入する場合は，官図によるものとする。

なお，官図を必要とするときは，検査官等を経て契約担当官等へ申請し，調達要求元から貸与を受けるものとする。

b)　官図がない場合は，契約の相手方の責任において装備品等の同一部品又はこれと同等以上の品質のものを製作又は購入するものとする。また，この場合，承認用図面又は承認用見本（以下，“承認用図面等”という。）を提出し，契約担当官等の承認を得た後，製作又は購入する。ただし，機能などに直接影響のないものは，契約担当官等の承認を得て，承認用図面等の提出を省略することができる。

c)　a)又はb)によって製作又は購入した部品は，検査官等の検査を受けた後，使用するものとする。

2.9.5　部品の製作など

a)　**国産品**　部品（国産品）を製作する場合は，次による。

1)　当該国内生産装備品等の同一部品

2)　車両用部品は，“国産車両用優良部品の調達要領について（通達)”によって優良部品として指定された部品とする。

3)　2.9.4 に基づいて，契約の相手方が製作又は購入した部品であって，製造者の社内規格に合格した部品

4)　前各項以外の場合で，検査官等が使用を承認した部品

b)　**国産品以外（供与品・その他の輸入品）**　部品（国産品以外）を製作する場合は，次による。

1)　2.9.4 b)に基づいて，契約の相手方が製作又は購入した国産化部品であって，製造者の社内規格に合格した部品

2)　輸入証明書のある輸入部品

3)　輸入証明書はないが，品質状態が 1)と同等と判定できる十分な証拠がある輸入品

4)　前各項以外の場合で，検査官等が使用を承認した部品

2.9.6　部品の返納

官給品及び交換済部品の返納要領などは，個別仕様書で別に規定する場合を除き，**附属書**Ｂによる。

2.10　塗装・防せい処置

2.10.1　塗装

塗装は，次による。

a)　塗装方法などは，個別仕様書等及び次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００２による。

b)　塗色は，旧塗装面と同質同色とし，ＯＤ色の場合はＮＤＳ Ｚ ８２０１の色番号 2314（ＯＤ色 7.5Ｙ3/1）を標準とする。

c)　塗装区分は，**表１**のとおりとし，その適用区分は個別仕様書等に規定するところによる。

表１－塗装区分

塗装区分	塗装要領	適用例
Ａ塗装	旧塗膜を除去し，生地ごしらえ後プライマを均一に２回塗り，乾燥後，上塗りを２回行う。	旧塗膜の剝離・亀裂が甚だしい箇所
Ｂ塗装	旧塗膜の不良部位及び全面を生地ごしらえ後，旧塗膜の上から上塗りを１回行う。	旧塗膜の剝離・亀裂が小さい箇所が点在する場合
Ｃ塗装	旧塗膜の不良部位を生地ごしらえ後，当該不良部位だけを，旧塗膜の上から上塗りを１回行う。	旧塗膜の剝離・亀裂が小さい箇所

d)　塗装を補修する必要がない場合は，生地ごしらえ後，旧塗装面の上にＤＳＰ　Ｋ　５２０３を１回塗る。

e)　“Ａ塗装”以外でプライマ塗りが必要な場合は，個別仕様書による。

2.10.2　非塗装部位

非塗装部位は，次によるほか個別仕様書等で規定するところによる。

a)　金属の滑動面・はめあい部位・ねじ穴など塗装によって機能・性能に影響を及ぼす箇所

b)　ゴム・ガラス・皮革・陶器など材質が塗装に不適なもの

2.10.3　防せい処置

防せい処置は，次によるほか個別仕様書等で規定するところによる。

a)　塗装された部位を除く金属露出面（連結機構部，開口部分など）に行う。

b)　防せい性に優れた製品を使用する。

2.11　給油脂など

給油脂などは，次による。

a)　油脂類，燃料，冷却水，電解液，空気その他官給したもの以外で必要なものは，契約の相手方において用意する。

b)　給油脂などは，整備諸基準などに基づき行うものとする。

2.12　外観・機能・性能

2.12.1　外観

整備品の外観は，次に示す事項を満足するものでなければならない。

a)　塗装，めっき，りん酸塩皮膜などを施してある箇所に地金が見えたり，腐食の原因となるきずなどがないこと。

b)　緊締部にがたがなく，溶接及びはんだ付け箇所に，剝離・亀裂がないこと。

c)　指標，目盛，記号，銘板などの表示は，鮮明であること。

d)　整備品の仕上げ，構造，防せい処理，給油脂，打ちきず，加工不良，未加工，欠品，加工きず，輸送取扱い不良などによる破損など及び外観上の異状がないこと。

2.12.2　機能・性能

機能・性能は，次による。

a)　個別仕様書に示された内容を満足すること。

b)　整備品の機能及び性能は，当該装備品等の修理基準に適合すること。

c)　各計器の作動，照明具などが正常であること。

2.13　整備品の表示

整備品の表示は，個別仕様書で規定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の2.3及び**附属書Ｃ**による。

2.14　整備作業間の作業中止事項

契約の相手方は，整備作業間において，次に該当する場合は直ちに作業を中止し，その旨を文書で契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

なお，契約担当官等から整備作業中止の指示を受けた場合は，中止にした時点までの作業の確認を受けるとともに仮組立てなどの処置を行い，原形に復し契約担当官等の指示に従うものとする。

a)　当該装備品等の総修理費が修理限度額を超えると判断した場合

b)　個別仕様書等で，指示された以外の工程が必要と判断した場合

c)　当該装備品等が調整などによって，修復できないと判断した場合

d)　技術的又はその他の理由によって，当該装備品等を整備することの適否について疑義が生じた場合

2.15　品質管理

品質管理は，ＤＳＰ　Ｚ　９００８を引用し，必要に応じ個別仕様書に規定する。

3　品質保証

3.1　試験

試験は，個別仕様書等で規定するところによるものとし，試験に必要な器材，設備などは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.1による。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.2によるほか，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

整備品の包装及び包装の表示は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条4による。

a)　包装のレベルは，特に個別仕様書等で規定する場合を除き，**表**2による。

表2－包装のレベル

適用	区分	レベル	規格
1	個装	A	ＮＤＳ　Ｚ　０００１の4.3.1 a)の規定による。
	外装	I	ＮＤＳ　Ｚ　０００１の4.3.2 a)の規定による。
2	個装	B	ＮＤＳ　Ｚ　０００１の4.3.1 b)の規定による。
	外装	Ⅱ	ＮＤＳ　Ｚ　０００１の4.3.2 b)の規定による。
3	個装	C	ＮＤＳ　Ｚ　０００１の4.3.1 c)の規定による。
	外装	Ⅲ	ＮＤＳ　Ｚ　０００１の4.3.2 c)の規定による。
4	個装	—	商慣習による。
	外装	—	商慣習による。

b)　通箱使用の場合，当該通箱が不良で良品を代替官給できない場合は，検査官等の指示によって補修する。

5　その他の指示

5.1　無償貸付品及び官給品

整備に必要な無償貸付品及び官給品は，2.9 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条 5 による。

5.2　承認用図面等

5.2.1　承認用図面等の提出

承認用図面等の提出は次に示す事項に該当する場合のほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条 6 による。ただし，提出できない事項などがある場合は，その旨を文書で提出するものとする。

a)　仕様書で“○○を標準とする。”，“○○を基準とする。”などの用語を用いている場合で，疑義の生ずるおそれのあるもの

b)　個別仕様書で提出を規定する場合

c)　官図が標準図面，参考図面などの場合で疑義の生ずるおそれのある場合

d)　2.9.4 b)の規定による場合

e)　承認図面等を変更する場合

5.2.2　承認用図面等の提出数及び提出時期

承認用図面等の提出数及び提出時期は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条 6 による。

a)　承認用図面等の提出数は，**表 3** に規定するところによる。

b)　承認用図面等の提出時期は，契約後速やかに提出するものとする。

5.2.3　修理基準等の作成要領

修理基準等の作成要領は，次による。

a)　個別仕様書で修理基準等の提出を求めている場合は，**附属書**Ｄによる。

b)　その他の様式は，個別仕様書等で指定する場合を除き，契約担当官等とその都度，調整するものとする。

5.3　納入書類など

5.3.1　保証票

“かし担保期間”を記入した保証票（様式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 7.4 を準用する。）を履歴簿などに添付する。ただし，履歴簿などのないものは，保証票を整備品に添付するものとする。

5.3.2　合格証

“計量法”などの法令などによって，公共機関又は認定された会社などの行う検定を受ける必要のあるものは，契約の相手方において検定を受け，その合格証を添付するものとする。

5.4　提出書類

提出書類は，**表 3** を標準とする。

表３－提出書類一覧表

番号	書類名	部　数（標準）	番号	書類名	部　数（標準）
１	工程表	２	１１	返品書・材料使用明細書	３
２	承認用図面（色見本を含む。）	３	１２	納品書・検査調書	６
３	承認用見本	２	１３	員数点検表	３
４	無償貸付申請書	２	１４	診断明細書・整備診断明細書	３
５	承認願書	４	１５	標準外作業見積書	３
６	借受書	２	１６	保管契約書	２
７	受領書	３	１７	下請負者承認願	３
８	材料証明書	２	１８	官給申請書	２
９	各種試験成績書	２	１９	実績価格報告書	３
１０	検査申請書	３	－	－	－

5.5　保証期間

保証期間は，個別仕様書等によって指定する場合又は契約に当たって，別に定める場合を除き，受領検査合格のときから１年とする。

6　秘密保全など

6.1　秘密保全

秘密保全は，次による。

a)　契約の相手方は，装備品等の製造などに関わる物件，文書，図面などで“特別防衛秘密”，“特定秘密”又は“秘密”に指定されているものの取扱いは，“特別防衛秘密の保護に関する訓令”，“特定秘密の保護に関する訓令”又は“秘密保全に関する訓令”に基づくものとし，その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

b)　契約の相手方は，装備品等の製造などに関わる物件，文書，図面などで“注意”又は“部内限り”に指定されているものの取扱いは，“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”に基づくものとし，その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

c)　契約の相手方は，本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また，本契約終了後も，同様とする。

d)　契約の相手方は，官側の施設内の場合，整備実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

6.2　整備実施場所などへの立入りなど

整備実施場所などへの立入りなどは，次による。

a)　契約の相手方は，整備実施場所である営業所などの立入りなどについては，許可された関係者以外を厳に制限する態勢であること。

b)　契約の相手方は，関連する物件，文書，図面などの保管場所・要領についても万全の注意を払わなければならない。

c)　官側の施設などへの立入りなどは，それぞれの立入許可権者の定める要領による。

6.3　役務契約における武器・弾薬の管理

武器・弾薬の管理は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.4によるほか，個別仕様書等による。

6.4　官側の資料使用に関する注意

官側の資料使用は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.2によるほか，個別仕様書等による。

7　その他

7.1　輸送

工場整備における輸送は，個別仕様書又は調達要領指定書の指定によって，官側又は契約の相手方が担任する。

7.2　保管

保管などの責任は，引渡しから引取りの間は契約の相手方の負担とする。

7.3　官側の支援

官側の支援は，次による。

a)　官側の施設を整備実施場所にする場合は，契約担当官等との調整によって，使用責任者の許可を得て官側の設備・器材など[施設・設備・機器の使用，同一システムを構築する装備品等（操作要員を含む。）の使用，航空機・車両など（操縦要員，支援要員を含む。）の使用]を無償で使用することができる。

b)　現地整備に必要な電力，水などの使用は，契約担当官等と調整する。

c)　通信設備の利用は，検査官等が認める整備作業上必要な場合又は軽微な利用とし，その他は契約担当官等と調整する。

7.4　支援の要請

契約の相手方は，整備のための試験・検査などの諸作業のうち，契約の相手方の施設，器材，人員などで行うことができないものは，事前に契約担当官等に申請し承認を得て，官側の支援を要請することができるものとする。

7.5　技術資料

契約の相手方は，検査その他の必要な技術資料を官側の要求によって閲覧に供するものとする。

7.6　技術変更提案

契約の相手方は，当該整備について自らの発意又は官側の指示によって，技術変更を要する事項が発生した場合は，“技術変更提案の処理について（通達)”別冊に基づき，速やかに提案を作成し契約担当官等に提出するものとする。

7.7　附属品などの確認

携行工具，附属品などの確認は，搬出・搬入時に実施するものとする。

7.8　仕様書の疑義について

仕様書に疑義が生じた場合は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

7.9　諸法規との関連

国内及び国外の諸法規，権利などの関連事項は，契約の相手方の責任において処置するものとする。

7.10　工業所有権に関する注意

工業所有権は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.1によるほか，個別仕様書等による。

7.11　文書などの誤認

製造者の発行する文書などの誤認は，契約の相手方の責に帰すものとする。

附属書Ａ
（規定）
通信電子器材整備

A.1　適用範囲

本附属書は，本体の 2.5 c)に基づき，通信電子器材の外注整備について規定する。

A.2　診断

A.2.1　一般的事項

診断は，特に示すもののほかは修理の実施に先立って，修理を要する部位と交換を要する部品を特定することによって，所要の部品や修理期間を明確にするために実施する。

A.2.2　診断の実施

診断の実施は，次による。

a)　診断を行うために必要な最小限の整備作業は，診断に含むものとする。

b)　診断作業の概要は，**表 A.1** のとおりとする。

表 A.1－診断作業の概要

工程	作業内容
入場点検	入場品（診断対象物品）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	入場品を動作させる，又は計測器によって計測するなど，本来の機能を発揮するか否かを点検する。
故障探求	機能点検の結果，異常がある場合は故障部位などを特定する。

A.2.3　診断の結果

診断が完了した場合，修理の可能性を判定するとともに，修理が可能であれば，その部位，交換を要する部品の数量，状態，整備工数などを明記した診断明細書を提出するものとする。

A.2.4　診断後の修理再要求

診断後の修理再要求を行う場合は，調達要領指定書に診断止めになったときの調達要求番号などを示すものとする。

A.3　整備

A.3.1　要求基準

A.3.1.1　一般的事項

整備の要求基準は，次による。

a)　整備は，特に示すもののほか，整備実施規定の各段階に示してある性能規格を最低限度として，これを満足するものとする。

b)　装備品等は，適切な品質管理のもとに整備され，かつ，その使用目的に応じた信頼性を有し，これを保持できるよう考慮されたものでなければならない。

c)　装備品等は，個別仕様書等に示す規格を十分に満足するとともに，装備品等本来の性能を満足するものとする。

A.3.1.2　銘板

整備品の銘板は，本体の 2.13 による。

A.3.1.3　配線色別

配線色別は，次による。

a)　電子管及び半導体素子を使用する整備品内の配線は，印刷配線の場合を除き，次によって色別する。

　1)　色別のときに着色電線を使用できないとき，又は，外面を特に着色していない電線を使用するときは，その端末部に適切な方法で色別させることができる。

　2)　裸線の使用を必要とする回路又は簡単な電気回路などの場合で色別しなくても，全く誤認のおそれのないときに限り色別を省略することができる。

b)　a)以外の整備品に対する配線色別は，ＮＤＳ　ＸＣ　３５０２に規定するもののうちから使用することが望ましい。

A.3.2　電気的要求事項

A.3.2.1　接続点の導通

電気的に互いに接続される箇所は，確実かつ堅固に接続され，振動，折曲げなどの動作に対して，導通に異常があってはならないものとする。

A.3.2.2　絶縁抵抗

絶縁抵抗は，ＮＤＳ　Ｃ　０００２の2.3.1による。

A.3.2.3　耐電圧

耐電圧は，ＮＤＳ　Ｃ　０００２の2.3.2による。

A.3.2.4　電源の変動

装備品等に使用する電源の変動は，次による。

a)　直流では規定値の－10 %～＋20 %，ただし，乾電池は公称電圧の 0 %～25 %とし，交流では規定値の±5 %以内とする。

b)　交流電源の周波数変動は，規定値の±5 %以内とする。

c)　航空機搭載用の装備品等は，ＪＩＳ Ｗ ７００１によることが望ましい。

d)　その他の電源変動は，個別仕様書等による。

A.3.2.5　温度上昇

装備品等のきょう体内部の部品の温度上昇は，個別仕様書等で規定した最高温度を超えず，また，温度上昇（標準状態のもとで，温度が定常となったときの温度と，そのときの周囲温度との差）は電子管，抵抗器などの発熱部を除き 55 ℃以下とする。ただし，構造上又は動作に差し支えないと認められる装備品等の部位又は部品の温度上昇は，この限りではない。

A.4　部品及び材料

A.4.1　一般的事項

部品及び材料は，次による。

a)　装備品等の修理に使用する部品及び材料は，A.3.1.1 を満足するものであって，補給カタログなどに記載されているものとする。

b)　補給カタログに未記載のもの又は補給カタログの未発行のものの部品及び材料は，当該装備品等に使用されているものと同等でなければならない。

c)　その他整備実施規定の共通整備実施規定による。

A.4.2　小ねじ及びナット類とその止め方

小ねじ及びナット類とその止め方は，次による。

a)　小ねじは，ＪＩＳ Ｂ １１０１及びＪＩＳ Ｂ １１１１とし，ナット類は，ＪＩＳ Ｂ １１８０及びＪＩＳ Ｂ １１８１によるものとする。

なお，第３段階整備（“陸上自衛隊の補給等に関する訓令”第12条に規定する航空機等及び指定部隊においては，“第４段階整備及び第５段階整備”をいう。）（オーバーホール）の場合は，２級以上のものを使用するものとする。また，第３段階整備（修理）の場合は，２級以上のものを使用することが望ましい。

b)　ねじの長さは，ナットの頭から少なくとも１．５山出る長さとし，その長さに最も近い標準ねじを選定使用するものとする。

c)　その他整備実施規定の共通整備実施規定による。

A.4.3　めっき及び金属表面処理

めっき及び金属表面処理は，次による。

a)　鉄及び鋼は，規格にしたがってめっき又はさび止めなどの必要な耐腐食処理を施すものとする。

b)　次のめっきを行うときは，それぞれの規格によることが望ましい。

なお，第３段階整備（オーバーホール）のときは，日本工業規格に等級（種類を含む。）のあるもの，又はＮＤＳ Ｇ ８１０１を適用するものの等級は２級以上が望ましいが，第３段階整備（修理）のときはこの限りではない。

1)　銀めっき　ＪＩＳ Ｈ ８６２１
2)　ニッケル及びクロムめっき　ＪＩＳ Ｈ ８６１７
3)　工業用クロムめっき　ＪＩＳ Ｈ ８６１５
4)　亜鉛めっき　ＪＩＳ Ｈ ８６１０
ＪＩＳ Ｈ ８６４１
ＮＤＳ Ｈ ８６１０

c)　次の金属表面の処理を行うときは，それぞれの規格によるものとする。

なお，この場合ＮＤＳ Ｇ ８１０１を適用するものとする。

1)　鉄鋼表面の清浄処理及び塗装下地処理　ＮＤＳ Ｇ ８１０２
2)　鉄鋼用りん酸塩皮膜処理　ＮＤＳ Ｇ ８１０３
3)　鉄鋼用黒色酸化皮膜処理　ＮＤＳ Ｇ ８１０４
4)　アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜処理
ＪＩＳ Ｈ ８６０１
ＮＤＳ Ｈ ８６０１

A.4.4　蓄光塗料

整備品に使用する発光性塗料は，特に指定する以外は蓄光塗料とする。

A.5　塗装及び染色

A.5.1　塗装

塗装は，次によるほか，ＤＳＰ Ｋ ５２０３による。

a)　整備品の塗装は，特に指定するほかは旧色とする。ただし，ＯＤ色で全面塗装を行う場合は，半つや塗装とする。

b)　整備品で，特にＭＦＰ処理を施すように個別仕様書等で規定された場合は，ＪＩＳ Ｃ ２１０３に合格した材料によるＭＦＰ処理を施すことが望ましい。

A.5.2　染色

帆布及び紐類は，特に個別仕様書等で規定する以外は，ＮＤＳ Ｚ ８２０１の色番号 2314（ＯＤ色 7.5Ｙ3/1）の染色とする。

A.6　附属品及び予備品

附属品及び予備品は，次による。

a)　受領明細書に記載された附属品は，整備品本体と組合せ総合動作を行ったとき，その性能を満足するものとする。

b)　予備品は，特に個別仕様書等で規定のない限り修理，交換又は補充を行わない。

附属書Ｂ
（規定）
官給品及び交換済部品の返納要領など

B.1　適用範囲

本附属書は，本体の **2.9.6** に基づき，官給品及び交換済部品の返納要領などについて規定する。

B.2　一般的事項

契約の相手方は，官給品及び交換済部品を**表 B.1** に示す区分に分類し，品目ごと記入札に部品名，部品番号，数量及び質量を記入する。また，分類区分ごとに返品書を作成の上，検査官等の承認を受けて返納する。

なお，返納場所は，個別仕様書によって指定する。

表 B.1－分類区分

分類区分	適用範囲	処置事項
使用可能品（程度区分１）	新品（未使用品）	受領時の程度に防せい処置などを施して，返納する。
使用可能品（程度区分３）	古品（交換済部品）	受領時の程度に防せい処置などを施して，返納する。
使用不能品（程度区分５）	回収指定品目の修理可能品	清掃・洗浄を施して，返納する。
使用不能品（程度区分７）	回収指定品目の修理不能品	契約の相手方は，修理不能理由書を作成し，検査官等の確認を得た後，提出するものとする。
くず	回収指定品目以外の修理不能品及び廃油類	**表 B.2** に示す区分によって，処置する。

表 B.2－くず区分

材質区分		処置事項
金属類	鉄製品	1　金属類は，個別仕様書によって指定したものを除き，材質区分に分類し返納する。 2　非金属類は，個別仕様書によって指定したものを除き，契約の相手方が処分する。 3　金属・非金属混合類及び油類は，個別仕様書によって指定したものを除き，返納する。 4　公害発生物，有害物質等を含むものは，関係法令などに基づき，適切な処置を行い返納する。
	鉛製品	
	銅製品	
	黄銅製品	
	軽合金製品	
	銀製品	
	鉄・非鉄金属混合製品	
非金属類	木製品	
	ゴム製品	
	繊維製品	
	ガラス製品	
	エボナイト製品	
	セルロイド製品	
	その他	
金属・非金属混合類	金属・非金属混合製品	
油類	廃油など	

附属書Ｃ
（規定）
整備品の表示要領

C.1　適用範囲

本附属書は，本体の 2.13 に基づき，整備品の表示要領について規定する。

C.2　整備記録銘板など

整備記録銘板などは，次による。

a)　整備品は，個別仕様書で指定した，**図 C.1**～**図 C.7** に示す整備記録銘板などを取り付けるものとする。その他細部は，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１による。

1)　装備品共通（誘導武器及びエンジン以外）銘板　（**図 C.1**　参照）
2)　装備品（エンジン用）銘板　（**図 C.1**　参照）
3)　改造銘板　（**図 C.2**　参照）
4)　改修銘板　（**図 C.3**　参照）
5)　整備履歴銘板　（**図 C.4**　参照）
6)　装備品（誘導武器用）銘板　（**図 C.5**　参照）
7)　装備品以外用銘板　（**図 C.6**　参照）
8)　部品等銘板　（**図 C.7**　参照）
9)　ゴム印　（**図 C.7**　参照）

b)　整備記録銘板などの取付位置は，旧銘板付近とする。ただし，取付け又は表示が困難な場合は，承認図面による。

なお，承認されたユニット類は，納入年月及び契約の相手方名（又は社標）を不滅インクなどによって表示することができる。

c)　シート又はカード類で前項によることが困難な整備品は，**表 C.1** によることができる。

表 C.1－シート・カード類整備実施年度別色分け表

整備実施年度（西暦末尾１桁）		指定色	記入例
1	6	青	**例**　２０１１年度－青の印を付する。
2	7	緑	－
3	8	黄	－
4	9	赤	**例**　１９９９年度－赤の印を付する。
5	0	黒	－

注記 1　表示は，任意の見やすい箇所に直径約５　ｍｍの印を付す。ただし，２回目以降は，１回目の付近とする。
注記 2　整備実施年度欄の数字は，西暦年末尾の数字を示す。

d)　整備品に表示されている標識などは，元の状態に復するものとする。

単位　mm

装備品共通（誘導武器及びエンジン以外）銘板

装備品（エンジン用）銘板

注記1　□内の記録は，打刻，シール，不滅インクなどによって行う。
注記2　整備年月は，納入年月（西暦年）を記入する。
注記3　銘板の取付けが困難な場合は，当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。
注記4　その他，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１を準拠する。

図C. １－整備記録銘板標準様式

単位　ｍｍ

改造銘板

注記1　材質は，ＪＩＳ Ｈ ３１００ Ｃ２８０１Ｐ又はＪＩＳ Ｈ ４０００ Ａ１０５０Ｐとし，厚さは0.3 ｍｍとする。

注記2　文字，物品管理区分標識，刻印座及び枠は，材質に応じた仕上げを施し，ほかは黒色とする。

注記3　文字の大きさなど，必要な場合は個別仕様書に示す。

注記4　□内の記録は，打刻，シール，不滅インクなどによって行う。

注記5　物品管理区分標識は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図**2 による。

注記6　整備年月は，納入年月（西暦年）を記入する。

注記7　銘板の取付けが困難な場合は，当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。

なお，細部は調達要求元と調整する。

注記8　その他，ＮＤＳ Ｚ ８０１１を準拠する。

図C.2－**整備記録銘板標準様式**

単位　ｍｍ

改修銘板

注記1　材質は，ＪＩＳ Ｈ ３１００ Ｃ２８０１Ｐ又はＪＩＳ Ｈ ４０００ Ａ１０５０Ｐとし，厚さは0.3 ｍｍとする。

注記2　文字，物品管理区分標識，刻印座及び枠は，材質に応じた仕上げを施し，ほかは黒色とする。

注記3　文字の大きさなど，必要な場合は個別仕様書に示す。

注記4　□内の記録は，打刻，シール，不滅インクなどによって行う。

注記5　物品管理区分標識は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ の**図**2 による。

注記6　整備年月は，納入年月（西暦年）を記入する。

注記7　銘板の取付けが困難な場合は，当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。
なお，細部は調達要求元と調整する。

注記8　その他，ＮＤＳ Ｚ ８０１１ を準拠する。

図C.３－整備記録銘板標準様式

単位　ｍｍ

整備履歴銘板

注記1　材質は，ＪＩＳ Ｈ ３１００ Ｃ２８０１Ｐ又はＪＩＳ Ｈ ４０００ Ａ１０５０Ｐとし，厚さは0.3 ｍｍとする。

注記2　文字，物品管理区分標識，刻印座及び枠は，材質に応じた仕上げを施し，ほかは黒色とする。

注記3　文字の大きさなど，必要な場合は個別仕様書に示す。

注記4　□内の記録は，打刻，シール，不滅インクなどによって行う。

注記5　物品管理区分標識は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図**2による。

注記6　整備年月は，納入年月（西暦年）を記入する。

注記7　銘板の取付けが困難な場合は，当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。
　なお，細部は調達要求元と調整する。

注記8　その他，ＮＤＳ Ｚ ８０１１を準拠する。

図C.4－**整備記録銘板標準様式**

単位　ｍｍ

装備品（誘導武器用）銘板
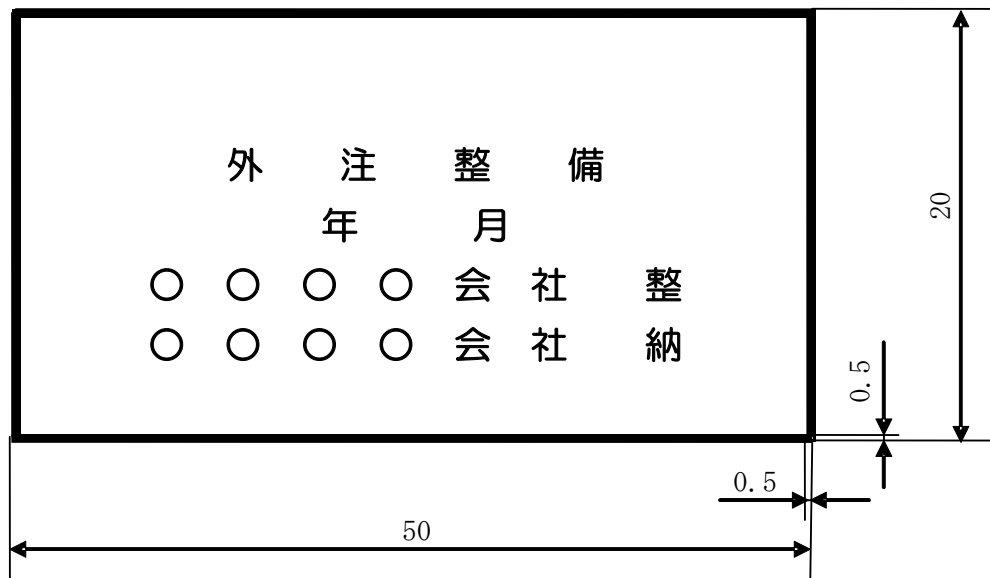
注記1　材質は，デカールとする。
注記2　生地は，つや消し白色とする。
注記3　輪郭及び文字は，つや消し黒色とする。
注記4　字体は丸ゴシック体とし，文字の大きさは３ ｍｍ，太さは0.3 ｍｍとする。
注記5　印刷は，スクリーン方式とする。
注記6　ＭＩＬ－Ｍ－４３７１９又はＮＤＳ Ｚ ８０１１の箇条４に相当した品物とする。
注記7　整備年月は，納入年月（西暦年）を記入する。
注記8　○○○○は，契約の相手方名，整備業者名又は社標を表示する。
　なお，契約及び整備会社が同一の場合は，○○○○会社とする。
注記9　その他，ＮＤＳ Ｚ ８０１１を準拠する。

図C.5－整備記録銘板標準様式

単位　ｍｍ

装備品以外用銘板
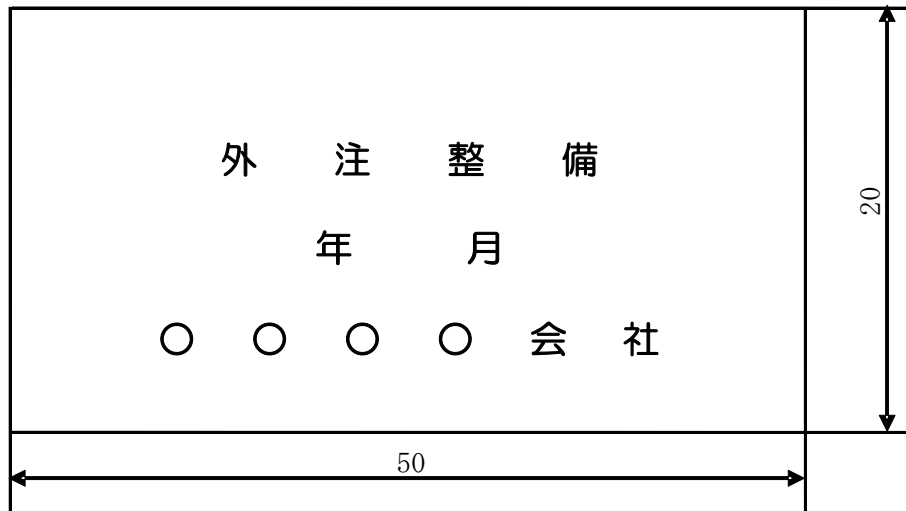
注記1　材質は，金属製とする。
注記2　生地は，つや消し白色とする。
注記3　文字は，つや消し黒色とする。
注記4　字体は丸ゴシック体とし，文字の大きさは３ ｍｍ，太さは0.３ ｍｍとする。
注記5　印刷は，スクリーン方式とする。
注記6　整備年月は，納入年月（西暦年）を記入する。
注記7　○○○○は，契約の相手方名，整備業者名又は社標を表示する。
　なお，契約及び整備会社が同一の場合は，○○○○会社とする。
注記8　その他，ＮＤＳ Ｚ ８０１１を準拠する。

図C.6－整備記録銘板標準様式

単位　ｍｍ

部品等銘板

注記1　◯内の記録は，打刻によって行う。
注記2　◯内は，契約の相手方名，社標又は略語とする。
注記3　納入年月は，西暦年を記入する。
注記4　寸法などは，承認図面等による。

ゴム印
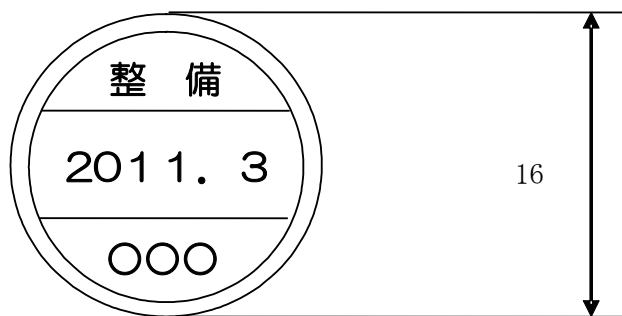
注記5　銘板による表示ができない場合に使用する。
注記6　材質は，ゴム印（データ印）とし，黒色不滅インクを使用する。
注記7　輪郭及び文字の太さは，0.2 ｍｍとする。
注記8　文字の大きさは，2.5 ｍｍとする。
注記9　○○○は，整備業者名又は社標を表示する。
注記10　整備年月は，納入年月（西暦年）を記入する。

図C.7－整備記録銘板標準様式

附属書Ｄ
（規定）
修理基準等の作成要領

D.1　適用範囲

本附属書は，本体の **5.2.3** に基づく修理基準等の作成要領について規定する。

D.2　様式

表書きは，次によるほか，**図** D.1 を一例とする。

a)　表題は，“○○○○　修理基準等”と記載する。

b)　修理基準等の表書きに，“製造時の基準と同一であるものとする。”という文言を記載する。ただし，改造・再生など，製造時の基準と異なるものを除く。

D.3　修理基準

修理基準は，**図** D.2 を一例とする。

D.4　調整基準

調整基準は，**図** D.3 を一例とする。

D.5　試験基準

試験基準は，**図** D.4 を一例とする。

D.6　消耗的部品

消耗的部品は，**図** D.5 を一例とする。

○○○○　修理基準等

1　適用範囲　この修理基準等は、○○○○の□□（調達要求名）に適用する。

2　修理基準等

2.1　概要　この修理基準等は、製造時の基準と同一であるものとする。

2.2　種類　本修理基準の種類は、次による。

a)　修理基準

b)　調整基準

c)　試験基準

d)　消耗的部品

e)　その他

図 D.1－表書き